

15 アルバイトに関する規定

経済的理由によりアルバイトを希望する者は、下記の事項を守って学習活動の妨げにならぬ範囲で実施することを許可する。

- (1) 平日のアルバイト実施時間は早朝1時間程度、夜は8時までとする。また、週あたり5日以内とする。ただし、新聞配達等はその限りではない。
- (2) アルバイトの職種は、安全であり高校生として適切な仕事内容であるものとする（夜間勤務、風俗営業、危険を伴うもの、労働基準法及び児童福祉法に反する等の仕事は許可しない）。
- (3) アルバイトをしようとする者は、事前に保護者等の承諾を得るとともに、担任と相談の上、下記の手続きにより実施すること。部活動所属者は顧問の先生にも相談すること。
 - ア 担任は本人等と理由、内容、日時等を相談、連絡をとりあい、「アルバイト心得」をもとに問題のないことを確認してから「アルバイト許可願」（様式20-1）を渡す。
 - イ 「アルバイト許可願」をアルバイト先へ持参し、雇用証明印をもらい、必要事項を記入して担任に提出する。その際、アルバイト先の雇用主とは雇用条件（時間・賃金等）を明確にする。
 - ウ 上記手続きを終えた「アルバイト許可願」を担任に提出する。担任は、学習成績や生活状況も踏まえ、問題のないことを保護者等と確認する。
 - エ 「アルバイト許可願」は実施開始日より7日前までに提出する。
 - オ アルバイト先を変更する場合も、新たに「アルバイト許可願」を提出する。
 - カ アルバイトをやめた場合も必ず担任に報告する。
- (4) 定期考査一週間前から考査終了までアルバイトは禁止とする。
- (5) アルバイトのため授業の態度が乱れることのないように気をつけること。アルバイトを始めてから、学業成績の低下や学校生活の乱れ（遅刻・欠席）、特別指導の対象となるなどの行為が生じたときは許可を取り消す場合がある。
- (6) 長期休業中のアルバイトは原則として休業日数の1/2以内とする。
- (7) 1年生は原則として、夏休み前まではアルバイトを認めない。
- (8) アルバイト先の画像等を無断でSNSに載せないこと。
- (9) 無許可のアルバイトは厳重注意の指導となる。

附 記

平成22年11月18日一部改正

平成28年4月26日一部改正

令和2年2月21日一部改正

令和7年3月31日一部改正